

別表第1（第4条、第5条関係）

補助事業名	木造住宅耐震改修設計費補助事業		非木造住宅耐震改修設計費補助事業	
補助対象経費	既存木造住宅の所有者が登録設計事務所に依頼して行った耐震改修設計に要した経費		既存非木造住宅の所有者が建築士事務所に依頼して行った耐震改修設計に要した経費	
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①耐震診断士が設計するもの		①構造設計一級建築士等が設計するもの	
	②耐震診断士が木造住宅耐震診断事業の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅に係るもの		②非木造住宅耐震診断事業の結果、「安全でない」と判断された住宅に係るもの	
	③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は町が別に認めたもの		③耐震改修計画について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの	
	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。		④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	
対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。				
補助額（上限）	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	305,000円／棟	411,000円／棟	305,000円／棟	411,000円／棟
	耐震改修設計に要した費用で上限305,000円とする。			
補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				

別表第2（第4条、第5条関係）

補助事業名	木造住宅耐震改修設計費補助事業
補助対象経費	別紙1の田野町避難用道路計画に基づく避難ルート沿いに存在し、別紙2に該当する物件。また、町が指定する耐震診断士による診断を受けたもので、既存木造住宅の所有者が町が指定する耐震診断士所属の登録設計事務所に依頼して行った耐震改修設計に要した経費
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①町が指定する耐震診断士が診断及び審査した結果を基に設計するもの
	②同耐震診断士が木造住宅耐震診断事業の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅に係るもの
	③同耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は町が別に認めたもの。ただし、必要最低限の耐震対策とし、町が認めたもの以上に耐震対策を行う場合の設計費用は補助対象外とする。
	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
	対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。
補助額	戸建住宅及び併用住宅
	全額/棟

別表第3（第4条、第5条関係）

補助事業名	木造住宅耐震改修工事費補助事業		非木造住宅耐震改修工事費補助事業	
補助対象経費	既存木造住宅の所有者が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要する経費		既存非木造住宅の所有者が建設業者に依頼して行う耐震改修工事に要する経費	
	ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と925,000円との差額までとする。 耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。			
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの	①構造設計一級建築士等が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの		
	②耐震診断士が木造住宅耐震診断事業の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅に係るもの	②非木造住宅耐震診断事業の結果、「安全でない」と判断された住宅に係るもの		
	③次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の上部構造評点が1.0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性があると町が認めたもの		③耐震改修工事について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの	
	田野町住宅耐震改修設計費補助事業を終了していること。			
対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。				
補助額（上限）	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	1,225,000円／棟	762,000円／戸 かつ 2,151,000円／棟	1,225,000円／棟	762,000円／戸 かつ 2,151,000円／棟
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

別表第4（第4条、第5条関係）

補助事業名	木造住宅耐震改修工事費補助事業
補助対象経費	別表第2による耐震改修設計した設計書を基に、既存木造住宅の所有者が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要する経費
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①町が指定する耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
	②同耐震診断士が木造住宅耐震診断事業の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅に係るもの
	③次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの。ただし、必要最低限の耐震対策とし、町が認めたもの以上に耐震対策を行う場合の費用は補助対象外とする。 イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の上部構造評点が1.0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性があると県が認めたもの
	田野町住宅耐震改修設計費補助事業を終了していること。
対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。	
補助額	戸建住宅及び併用住宅
	全額／棟

別表第5（第4条、第5条関係）

補助事業名	住宅段階的耐震改修支援事業
補助対象経費	<p>既存木造住宅（戸建住宅及び併用住宅に限る）の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費</p> <p>耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。</p>
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
	②木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が0.7未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果Iw値が0.7未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評点が0.7未満と診断された住宅に係るもの
	③認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が0.7以上となるもの
	④対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。
補助額（上限）	限度額
	648,000円／棟
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。